

豊福監第531号  
令和元年（2019年）8月19日

社会福祉法人  
大阪府社会福祉事業団 理事長 様

豊中市長 長内繁樹



### 社会福祉施設の指導監査の結果について（通知）

社会福祉法第70条及び老人福祉法第18条により、令和元年7月11日、16日及18日に実施した標記については、下記のとおりです。

この通知による指導事項について、別添「指導監査改善報告書」により令和元年（2019年）9月19日（木）までに報告してください。また、この通知以外で指導監査時に指摘した事項についても早急に改善を図り、より一層適正な施設運営に努めてください。

なお、期日までに提出がない場合は、改善が図られないものとして取り扱いますので、必ず期日までに提出してください。

#### 記

対象法人・施設	指導結果
・軽費老人ホーム（ケアハウス） 豊寿荘	改善指導事項あり (改善指導事項は、別紙のとおりです。 その他の事項は、実施日に口頭で指導済みです。)
・特別養護老人ホーム（地域密着型） みずほおおぞら	
・特別養護老人ホーム（地域密着型） 永寿園とよなか	

豊中市 福祉部 福祉指導監査課  
法人指導係  
担当：今井  
電話番号：06-6858-3405  
FAX：06-6858-4325  
mail：fukushidou@city.toyonaka.osaka.jp

## 指導監査改善報告書

法 人 名：(福) 大阪府社会福祉事業団  
 事 業 所 名： 軽費老人ホーム（ケアハウス）豊寿荘

特別養護老人ホーム（地域密着型）みずほおおぞら  
 特別養護老人ホーム（地域密着型）永寿園とよなか  
 対象サービス： 軽費老人ホーム及び特別養護老人ホーム

項目	指摘事項	改 善 状 況	
		改善時期又は改善予定期	改善方法
食事提供	<p>(調理終了後から提供までの管理について)          必要な温度が記録されていなかったので、記録すること。          (特別養護老人ホーム みずほおおぞら)</p> <p>[根拠法令等：大量調理マニュアルⅡ 4 (3)]</p>	<p>令和元年8月31日          (改善)</p>	<p>別紙Aの記録表を用いて、温度と時刻を記録することに致しました。</p> <p>記録に際しては、引き続き調理後速やかに(30分以内) 提供することができない料理において、保温は温冷配膳車又は、スチームコンベクションを用いること、保冷については冷蔵庫を用いることと致します。</p> <p>また、厨房職員に対して、記録時の保温は65°C以上、保冷は10°C以下で管理する必要性について別紙Bの通り、研修を実施いたしました。今後も、研修を繰り返し行い、衛生管理に努めて参ります。</p>
	<p>(衛生管理について)          檢便を毎月1回以上実施していない月があるのが確認されたので、毎月1回以上実施すること。          (特別養護老人ホーム 永寿園とよなか)</p> <p>[根拠法令等：大量調理マニュアルⅡ 5 (4) ③]</p>	<p>令和元年8月31日          (改善)</p>	<p>ユニット介護職員は介護業務の一環として食事提供やおやつ提供の為に、加熱、盛り付け等をしており从事から、調理員と位置づけておらず、毎月1回以上の検便は不要といえ判断で実施をしておりませんでしたが、ご指摘を受けて令和元年8月から実施致しました。</p> <p>また、提出状況を別紙Cの通り、一覧表で管理することで、毎月漏れなく実施できるように致しました。</p>